

日本NCP 個別事例の処理手順の流れ

2011年11月 日本NCP
(外務省、厚生労働省、経済産業省)

Step 1

問題提起の受理

日本NCPに対して問題が提起された場合、日本NCPは、問題提起のために必要な事項が明記されていることを確認した上で、受理通知を行う。

Step 2

初期評価の実施(目安となる処理期間:3か月)

日本NCPは、提起された内容が更なる検討に値するかどうか、すなわち、日本NCPが引き続き提起された問題を取り扱っていくかどうかを判断する「初期評価」を行い、その結果を問題提起者及び問題提起の対象となっている企業の双方に通知する。

Step 3

当事者への支援の提供(目安となる処理期間:6か月)

提起された問題が更なる検討に値する場合には、当事者による問題解決を支援するためにあっせんを提供する。この目的のため、日本NCPは関係者と協議し、妥当な場合には、次の行動をとる。

関係当局及び / 又は産業界、労働者団体、その他の非政府団体の代表及び関係専門家に助言を求める。

他の関係国のNCPと協議する。

行動指針の解釈に疑義がある場合には、OECD投資委員会の意見を求める。

仲介又は調停等、当事者による問題の処理を支援するための合意に基づく非敵対的手段の利用を提案し、又、関係当事者間の合意がある場合にはそれを援助する。

Step 4

声明又は報告の発出と、手続結果の公表(目安となる処理期間:3か月)

提起された問題について当事者間で合意に至った場合は報告、合意に至らなかった場合又は当事者の一方が手続に参加しようしない場合は声明を発出することにより、手続結果を公表する。